

以テナリ、右者ハ字句ノ修正ニ止ル

◎ 第二十二條 評議員ハ重要ナル会務ヲ評議ス

評議員会ハ理事会ニ於テ少クモ承認セル時又ハ評議員二十名以上ヨリ會議ノ目的事項ヲ不
レ請求アリタルトキ常務理事之ヲ招集ス

評議員会ハ評議員十名以上出席者アルニアラサレハ閉会スルコトヲ得ス

評議員会ノ議決ニハ前十四條第三項ノ規定ヲ準用ス

評議員会ノ議長ハ閉会毎ニ出席評議員中ヨリ互選ス

◎ 第二十三條 評議員二十名以上トアレバ「評議員三十名以上」ニ改ム

◎ 第二十三條 評議員会招集請求ノ権能ヲ一層慎重ニ取扱ハントスル精神ニ外ナラズ

第二十三條 理事、監事及評議員ニシテ辞任セムト欲スルトキハ總會又ハ評議員会ノ承認
ヲ經ルコトヲ要ス

理事、監事又ハ評議員ニ於テ違法ニ其ノ職務ヲ盡カス又盡ス能ハサル事由發生シタル時ハ
總會ハ其ノ決議ヲ經テ何時ニテモ之ヲ罷黜スルコトヲ得

承諭シ又ハ之ヲ罷黜シタル處其ノ叙數理事ニ在
リテハ五名、監事ニ在リテハ三名、評議員ニ在リテハ六十名ニ不足スルニ至リタルトキ
ハ常務理事ハ濶淨ナル理事ニ在リテハ五名、監事ニ在リテハ三名、評議員ニ在リテハ六
十名ニ達スル迄是等中ヨリ得業數ノ順次ニ其ノ補缺ヲ爲シ尙其ノ後最初ノ總會ニ於テ

◎ 第二十三條第一項ヲ次ノ如ク改ム

第二十三條 本会役員ニシテ辞任セント欲スルトキハ評議員会ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
(理由) 「理事、監事及評議員」ヲ「本会役員」ニ改メタルハ前十七條第三項ノ改正理
由ニ同シ

「總會又ハ」ノ四字ヲ削除シタルハ役員ノ辞任ハ理事会、評議員会ニ附議承認スルヲ以
テ充分ナリト思考スルガ故ナリ

同條第三項中「理事、監事又ハ評議員ニ於テ」トアルヲ「本会役員ニシテ」ニ改ム
(理由) 第一項改正理由ニ同シ

同條第三項ヲ次ノ如ク改ム

本会役員ノ辞職ヲ承認シ又ハ之ヲ罷黜シタル處其ノ叙數理事ニ在リテハ五名、監事ニ在
リテハ三名、評議員ニ在リテハ六十名ニ不足スルニ至リタルトキハ會長ハ濶淨ナル理事
ニ在リテハ五名、監事ニ在リテハ三名、評議員ニ在リテハ六十名ニ達スル迄是等中ヨ
リ得業數ノ順次ニ其補缺ヲ爲シ其補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
(理由) 一定叙數ハ次是等中ヨリ補缺シ兩案ヲ選舉ニ依リ補缺スルハ不合理ナルヲ以テ